(a)　償還期間は、六年の据置期間の後十四年とする。
(b)　利子率は、年〇・四パーセントとする。ただし、(b)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。
(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後三年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、タイの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　タイ王国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　タイ王国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してタイ王国においてその役務が必要とされる日本国民は、タイ王国の関係法令に従って、作業の遂行のためタイ王国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　タイ王国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してタイ王国の法律に基づいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8　タイ王国政府は、次のことのために必要な措置をとる。
(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。
(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びタイ王国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。
(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されることを確保すること。

9　タイ王国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。
(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料
(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をタイ王国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年六月十二日にバンコクで

タイ王国駐在
日本国特命全権大使　佐渡島志郎

タイ王国
財務大臣　ソンマイ・パーシー閣下

（タイ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をタイ王国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年六月十二日にバンコクで

タイ王国
財務大臣　ソンマイ・パーシー

タイ王国駐在
日本国特命全権大使　佐渡島志郎閣下

○外務省告示第二百二十四号

平成二十七年六月十九日に東京で、スリランカ民主社会主義共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　岸田文雄外務大臣
スリランカ側　マンガラ・サマラウィーラ外務大臣

平成二十七年七月二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百二十五号

平成二十七年五月十四日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　猪俣弘司在パキスタン大使
パキスタン側　ムハンマド・サリーム・セティ財務・歳入・経済・統計・民営化省経済担当次官

平成二十七年七月二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百二十六号

平成二十七年六月十八日にイスラマバードで、ファイサラバード市中継ポンプ場及び最終配水池ポンプ機材改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ファイサラバード市中継ポンプ場及び最終配水池ポンプ機材改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十六億千六百万円

3　贈与の供与期限　平成三十二年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　猪俣弘司在パキスタン大使
パキスタン側　ムハンマド・サリーム・セティ財務・歳入・経済・統計・民営化省経済担当次官

平成二十七年七月二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百二十七号

平成二十七年六月十八日にイスラマバードで、ラホール給水設備エネルギー効率化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ラホール給水設備エネルギー効率化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十五億五千四百万円

3　贈与の供与期限　平成三十二年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　猪俣弘司在パキスタン大使
パキスタン側　ムハンマド・サリーム・セティ財務・歳入・経済・統計・民営化省経済担当次官

平成二十七年七月二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百二十八号

平成二十七年六月十八日にマナグアで、マドリス県及びヌエバ・セゴビア県教育施設整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がニカラグア共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　マドリス県及びヌエバ・セゴビア県教育施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十二億六千七百万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年六月三十日まで

4　署名者

日　本　側　安藤（今井）泰志在ニカラグア大使
ニカラグア側　バルドラック・Ｌ・ジェンスケ外務次官兼経済協力庁長官

平成二十七年七月二日

外務大臣　岸田　文雄